

## 仕 様 書

### 1 件名

中学校移動教室運営業務委託

### 2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 各学校の日程イメージは、別紙1「日程表」のとおり。

### 3 履行場所

長野県八ヶ岳周辺、山梨県清里周辺を中心とした指定区域内（別紙2「中学校移動教室指定有料道路・指定区域」のとおり）等

### 4 対象校

港区立中学校全10校

### 5 参加予定者及び参加対象者

#### (1) 実地踏査

20名程度（2～3名増減の可能性あり）

※担当教諭16名（各校1名×10校+特別支援学級担当教諭1名×6校）、校長会代表1名、教育委員会事務局3名。

#### (2) 各校実施

中学校新1年生及び引率教員等936名（予定人数）

※生徒の人数は809名、引率教諭等の人数は127名を予定。詳細は別紙3内訳書のとおり

※各中学校の生徒の最大人数は123名、引率教員等の最大人数は22名程度。

### 6 業務内容

#### (1) 実地踏査の運営に伴う業務

#### (2) 移動教室の実施・運営に伴う業務

#### (3) バスの手配に関すること

#### (4) 令和6年度実施に向けた準備事務

#### (5) その他

ア 悪天候等により計画を変更する場合は、速やかに対応すること。

イ 事故発生時の対応・保険会社への引継ぎを行うこと。

ウ 業務を行うに当たり、年間スケジュール（案）を作成し、港区教育委員会事務局学務課（以下「教育委員会」という。）へ提出すること。

※ 上記（1）から（4）の詳細は、下記「7 実地踏査の運営に伴う業務」から「10 令和6年度実施に向けた準備事務」までのとおり。

### 7 実地踏査の運営に伴う業務

#### (1) 計画立案・手配

- ア 事前に、各学校からの实地踏査の計画・要望等を基に、教育委員会と協議の上、实地踏査のコース等の計画を立てること。
- イ 实地踏査実施日の約1週間前に、实地踏査参加者に対し、説明会を行うこと。
- ウ 实地踏査のコース等の計画書は、説明会前までに教育委員会に提出し、了承を得ること。また、本番で実施が見込まれる体験学習を1つコースに取入れ、体験させること。
- エ 宿泊施設、体験学習施設への事前連絡や現地での案内等必要な手配を行うこと。
- オ 宿泊施設、食事の手配及び宿舎で提供する食材の産地表示資料の提出をすること。
- カ 体験学習施設や登山場所等に関する情報を収集し、パンフレット等を教育委員会及び学校に提供すること。
- キ 实地踏査の往復には大型バス1台を使用し、添乗員を同行させること。
- ク 車両を別途手配し、現地到着後は複数のコースに分かれて实地踏査を行うこと。
- ケ 受注者は、可能な範囲で、各宿泊施設の車両を使用できるよう依頼すること。

## (2) 宿泊施設について

- ア 移動教室本番に各学校が利用する施設に宿泊する。
- イ 实地踏査当日に宿泊できない施設がある場合、当該施設に宿泊予定の学校は、他の施設に宿泊する。ただし、その場合でも实地踏査期間中に宿泊施設内を十分視察できるよう施設と調整すること。

## 8 移動教室の実施・運営に伴う業務

### (1) 学校との打合せ・事前連絡等

- ア 受注者は、4月当初に各学校の担当者を決定すること。
- イ 各学校の担当者は本番実施の計画に当たり各学校の状況を把握し、担当教員と十分な打合せを行い、情報提供等の支援を行うこと。
- ウ 各学校の担当者は移動教室運営や各種手配に必要な問合せを必要に応じて随時各学校に行い、チェックシートを用いて、事前準備を徹底すること。
- エ 各学校の担当者は添乗員として本番にそれぞれ同行し、宿泊施設や体験学習施設への事前連絡や現地に必要な案内等を行うこと。

### (2) 宿泊施設に関する事前準備

- ア すでに予約済みの教育委員会が指定する宿泊施設と連携し、本番に向けて必要な事項の確認・連絡等を行うこと。
- イ 実施中に急病人やけが人が出た場合、宿泊施設の車両を使用できるよう手配すること。

### (3) 食事の手配

#### ア 食事全般について

- (ア) 各校の移動教室初日の夕食から最終日の昼食までの6食を提供すること。
- (イ) 健康に留意した中学生に適した食事とし、レトルト製品等は使用しないこと。
- (ウ) 各中学校の実施計画により、移動教室初日の昼食（上記の6食の食事の提供には含まれない。）の手配依頼があったときは、その手配を行い体験学習費等に合算し請求すること。
- (エ) 宿舎で提供する食事について、食材（米・青果・魚介・食肉・卵・牛乳）の産地情報を、事前に各校へ提出すること。（別紙4）。
- イ アレルギー、宗教食等の対応について

(ア) 事前に保護者に「アレルギーリスト」を提出させ、食事提供施設に情報提供すること。また、担当教員との打合せを経て、最終的に「アレルギー対応確認書」にて除去食、代替食等に変更後の献立を学校に情報提供すること。

(イ) 個別に献立を変更した場合は、食器の色や形を変え、目立つように工夫をすること。また、変更内容を記載したカード等をテーブル上に明示すること。

#### (4) 体験学習

ア 体験学習及び施設見学等の手配及び諸手続等を行うこと。

イ 体験学習施設や登山場所等に関する情報を収集し、学校に提供すること。

ウ 登山の際、無線機の借上げが可能であること。

エ 体験学習にあたりアレルギー等への配慮が必要な場合は適切に対応すること。

#### (5) 事故発生時の対応、保険会社への引継ぎ

事故が発生した際は、状況を学校及び教育委員会に報告するとともに、発注者が別途加入する保険会社への引継ぎ及び手続き代行を行うこと。

#### (6) その他

ア 受注者は、現地の利用可能な医療機関を確保すること。

イ 教育委員会が各中学校向けに作成する「移動教室実施計画」の内容を熟知し、学校への対応を行うこと。

### 9 バスの手配に関すること

受注者は、発注者が実施する中学校移動教室運營業務委託に係る運送業務（道路運送法第3条規定の一般貸切旅客自動車運送事業）を実施すること。詳細については、契約締結後に区と受注者で協議して定める。

#### (1) 配車予定台数

ア 実地踏査 1台

イ 令和5年度の各校実施分 29台

※ 学校別の当初予定台数

- |            |                   |           |
|------------|-------------------|-----------|
| ・御成門中学校 3台 | ・三田中学校 4台         | ・高松中学校 4台 |
| ・港南中学校 4台  | ・白金の丘学園白金の丘中学校 3台 |           |
| ・六本木中学校 3台 | ・高陵中学校 3台         | ・赤坂中学校 2台 |
| ・青山中学校 2台  | ・お台場学園港陽中学校 1台    |           |

#### (2) バス車種

53人乗り以上の大型バス（貫通式トランク付き）

※介助を必要とする生徒がいる学校では、大型車椅子リフト付バスを使用する場合がある。

#### (3) 運行方法等（実地踏査）

ア 大型バス

##### (ア) 運行予定

4月〇日 午前7時40分 港区役所前発

午前8時00分 出発～首都高速～談合坂PA～中央自動車道～指定区域内

以降、実地踏査の計画により、指定区域内を運行

4月〇日 実地踏査計画により指定区域内を運行後、帰途につく  
現地出発～指定区域内～中央自動車道～双葉PA～首都高速～  
午後5時00分 港区役所前着

- ※ 港区から現地までの往復は全体行動。
- ※ 現地までの往復のほか、実地踏査中もバスを使用する。
- ※ 談合坂PA(\*)、指定区域内(\*)、双葉PA(\*)で適宜休憩をとる。

(イ) 有料道路(高速道路)は往復の道中に数回、途中ICで出入りする場合がある。

また、実地踏査の計画上必要な場合は、指定区域内で有料道路(高速道路)を利用する場合がある。

イ 乗用車等(別途手配した場合)

(ア) 運行予定は、指定区域内での実地踏査の計画による。範囲は指定区域内とする。

(イ) 乗務員等に実地踏査の計画(運行コース)を事前に説明すること。

(4) 運行方法等(各校実施)

ア 運行経路(往復)

各学校出発、到着とする。別紙2により指定した有料道路・指定区域内を運行し、指定区域内の運行経路は各学校の計画による。

イ 配車時刻、運行時間等

(ア) 学校配車時刻 発車時刻の15分前

(イ) 学校発車時刻 午前8時(標準)

(ウ) 学校帰着時刻 午後4時(標準)

(エ) 指定区域内の運行時間 各学校の計画による。

※ 一部、午後9時頃まで使用する場合がある。

※ 有料道路・指定区域内で適宜休憩をとる。

(5) バス乗務員

ア バス乗務員は運転手及びバスガイド(車掌)の2名以上とする。

イ 交替運転手等の要否

交替運転手及びバスガイドの要否は、以下のとおりとする。ただし、受注者が運送引受書において、旅客自動車運送事業運輸規則第15条、第21条第6項又は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号)等の関係法規に沿うように別に定めたときは、運送引受書による。

(ア) 交替運転手 不要(※一部、午後9時ごろまで使用する場合は要。)

(イ) バスガイド 要

ウ バス乗務員の体調不良時の取扱い

バス乗務員が急遽体調不良となり、移動教室運営に支障をきたす可能性がでてきた場合、受注者は、学校及び教育委員会に状況を伝えた上で、代替バス乗務員を速やかに派遣すること。その際発生する代替バス乗務員の現地までの交通費等は、受注者負担とする。

エ 運行の細部については事前に各学校と十分な打合せをし、予定コースを運行可能かどうか確認すること。また、出発当日、学校とバス乗務員との最終打合せをすること。

(6) 輸送の安全を確保するための貸切バス利用に係る特記事項

ア 受注者は、貸切バス事業者安全性評価認定制度(公益社団法人日本バス協会)の認定を受け

ている運行事業者のバスを手配すること。

イ 受注者は、履行期間内において、旅客自動車運送事業運輸規則第 19 条の 2 に基づき国土交通大臣が告示で定める基準の保険又は共済契約を締結していること。

ウ 受注者は、契約締結後速やかに以下の資料（写し）を提出すること。

- ・道路運送法第 4 条所定の一般貸切旅客自動車運送事業に関する許可を有することがわかる書類（営業区域のわかるもの）
- ・イの締結内容がわかる書類

エ 受注者は、契約締結後速やかに以下の事項を含む運送引受書を提出し、教育委員会の承認を得ること。

受注者及び運行事業者の名称、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、旅客が乗車する区間、乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がない場合を除く。）、乗務員の運転又は業務の交替の地点（交替がない場合を除く。）、契約金額、その他旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 1 項に基づき国土交通大臣が告示で定める事項

オ 輸送の安全確保

（ア）受注者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、本契約において絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（イ）受注者は、天災その他の不可抗力により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機等の必要な措置を講じなければならない。

カ 受注者の責任に関する事項

（ア）受注者は、本契約における運送によって生徒、発注者の職員その他旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（イ）受注者は、本契約における運送によって生徒、発注者の職員その他旅客が受けた損害を賠償する責任を負う。

（ウ）上記（ア）及び（イ）に定める受注者の責任は、受注者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、第三者の故意又は過失によること、自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを受注者が証明した場合、天災その他の不可抗力による場合を除く。

（7）その他

ア 指定区域内の地理に精通し、指定区域内及び周辺地域の説明が十分できること。また、緊急時の迅速な対応が期待できること。

イ 悪天候等により当初計画したコースの運行が困難な場合は、当該の学校及び教育委員会に速やかに連絡し、指示を得ること。

10 令和 6 年度実施に向けた準備事務

次年度以降も継続して移動教室が行えるよう、実施時期や宿泊施設等について、教育委員会、各中学校及び関係機関と綿密に調整の上、手配すること。

また、受注業者が変わった場合は、宿泊施設や体験学習の予約、その他必要事項を次回受注業者に引き継ぐこと。

（1）実施日程の調整

すべての学校に対して一斉に実施日程の希望調査を行い、決定前に必ず教育委員会に連絡する

こと。

## (2) 宿泊施設の手配

教育委員会が指定する、次のような要件を備えた施設を手配すること。

### ア 宿泊施設の選定要件

以下の(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす施設を宿泊施設として選定すること。

(ア) 耐震改修促進法に定める耐震診断の実施及び結果報告が義務付け対象となる建築物のうち、次のいずれかの方法によって、客観的に建築物の安全性を確認できること。

① 所管行政庁の広報及びホームページなどで耐震診断結果が公表されており、建築物の安全性が確認できること。

② 診断書等において、地震に対する安全性が明確であり、建築物の安全性が確認できること。

(イ) 耐震改修促進法に定める耐震診断の実施及び結果報告が義務付けられていない建築物のうち、次のいずれかの方法によって、客観的に建築物の安全性を確認できること。

① 昭和57年以降に新耐震基準に基づき、建築された建築物であること。

② 昭和57年以前の旧耐震基準に基づき、建築された建築物であり、建物所有者等が独自に、耐震基準診断を実施し、診断書等において地震に対する安全性が明確であり、客観的に建築物の安全性が確認できること。

※ 耐震改修促進法に定める耐震診断の実施及び結果報告が義務付けられていない施設(【ホテル・旅館：階数3以上かつ床面積5,000㎡以上】に該当しない施設)については、耐震診断の実施及び結果報告義務がないものの、安全性が客観的に確認できない建築物については宿泊不可。

### イ 屋内施設

(ア) 格差のない男女別の部屋があること。参加人数に見合った部屋数及び部屋の広さがあること。

(イ) 男女別に使用できる洗面所があること。

(ウ) 参加人数に見合った風呂の広さがあること。

(エ) 保健室、休養室として使用可能な部屋があること(2部屋程度)。

(オ) 人数に見合った食堂の広さがあること。

(カ) 館内放送があること。

(キ) 人数に見合った男女別のトイレの数があること。

(ク) 学校単独使用可能な施設であること(一般客との同宿をなるべく避ける)。

(ケ) 施設や部屋の掃除、食事の準備や後片付けなど生活面での基本的なことは、生徒が行うこととする。

### ウ 屋外施設

(ア) 体育館やグラウンドがあり、いつでも利用できること(近隣施設でも可)。

(イ) 飯盒炊さん、キャンプファイヤーが実施できる場所があること(近隣施設でも可)。

### エ その他

(ア) 非常災害時の避難誘導等の訓練の実施並びに火災・地震等の安全設備の完備、点検等の関係法令を遵守し、建築基準法及び消防法に基づく検査済証等を所持している宿泊施設を手配すること。

(イ) 非常食を配備している宿泊施設を手配すること。

## 11 契約・支払方法

契約項目及び参加予定人数は、別紙3「内訳書」のとおり。

### (1) 発注者が受注者へ支払う経費

下記ア～ウについては、令和5年度の移動教室の各校実施の業務履行確認後、受注者の請求に基づき一括で支払う。

#### ア 実地踏査の運営に伴う経費

実地踏査にかかるバスの経費と合わせて支払う。宿泊費及び食事代は、契約締結後に発注者と受注者とで別途協議して決定した料金を、発注者が宿泊当日に各施設で直接支払う。

#### イ 移動教室の実施・運営に伴う経費

(ア) 生徒の宿泊費は、1泊当たりの単価契約とし、全額、発注者が支払う。

(イ) 生徒の食事代は、1泊3食または1泊2食（朝・夕※下記（ウ）の体験学習費等に昼食代相当が含まれる場合）当たりの単価契約とする。費用負担は、1泊3食当たり2,000円、1泊2食当たり1,340円を生徒の保護者負担としていることから、2,000円または1,340円を超えた経費について、発注者が支払う。

(ウ) 生徒の体験学習費等は、1人当たりの単価契約とする。費用負担は、1人当たり6,000円を上限に発注者が実費を支払う。

なお、各中学校から上記8の（3）ア（ウ）に記載の移動教室初日の昼食の手配依頼があったときは、体験学習費等と合算できる。

(エ) 生徒が当日不参加又は当日途中帰京した場合に、生徒1人当たり2,000円を保護者負担とする。ただし、前日までにキャンセルの連絡を入れた場合、費用は発生しない。

(オ) 生徒の体験学習にかかるキャンセル料が発生した場合、発注者が全額負担する。

(カ) 教員の宿泊費は、1泊当たりの単価契約とし、全額、発注者が支払う。

(キ) 教員の食事代は、1泊2食（朝・夕）当たりの単価契約とする。体験学習費に含まれない昼食代（初日を含む。）については、受注者が教員に請求する。

(ク) 教員の体験学習費等については、各学校の教員の人数×5,000円を上限に発注者が実費を支払う。

(ケ) 付添い看護師及び介助員に掛かるすべての必要経費については、全額、発注者が支払う。

#### (コ) 中止時の取扱い

発注者の都合により移動教室を中止する場合には、以下の区分による金額を支払う。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ①出発日の21日前から8日前まで | 契約金額の20%に相当する額 |
| ②出発日の7日前から2日前まで  | 契約金額の30%に相当する額 |
| ③出発前日            | 契約金額の40%に相当する額 |
| ④出発日             | 契約金額の50%       |

#### ウ バスの手配に関すること

(ア) 契約金額には、別紙2により指定した範囲の有料道路料金、その他運行上必要な諸経費を含むこと。また、バス乗務員に掛かる食事代・宿泊費等の必要な諸経費を含むこと。ただし、別途乗用車等を手配した場合における乗務員の食事代及び宿泊代は支給しない。

(イ) 各校実施用については、1台当たりの単価契約とする。

(ウ) 中止時の取扱い

発注者の都合により運送を中止する場合には、以下の区分による金額を支払う。

- ① 配車日の14日前から8日前まで 契約金額の20%に相当する額
- ② 配車日の7日前から前日まで 契約金額の30%に相当する額
- ③ 配車日の当日 契約金額の50%

また、受注者の都合又は天災その他の不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象で発注者受注者双方に帰責しないものをいう。以下同じ。）により本契約を解除する場合には、契約条項（約款）による。

エ 令和6年度実施に向けた準備事務

すべての履行確認後、受注者の請求により一括で支払う。

(2) 各学校が受注者へ支払う経費（本契約とは別途支払う経費）

学校が保護者から徴収する経費は、各学校の移動教室終了後各学校から支払う。

ア 生徒の食事代・キャンセル料

各学校が、保護者負担分を保護者から徴収し受注者に直接支払う。

イ 生徒の体験学習費

発注者が支払う補助費（1人当たり6,000円）を超えた費用について、各学校が保護者から徴収し受注者に直接支払う。

ウ 教員の昼食代

体験学習費に含まれない昼食代等の経費は、各学校が教員から徴収し受注者に直接支払う。

エ 教員の体験学習費

発注者が支払う補助費（各学校の参加教員人数×5,000円）を超えた費用について、各学校が教員から徴収し受注者に直接支払う。

## 12 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

(7) 受注者は、個人情報について、別紙5「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。特に宿泊行事中において、学校から提供される生徒の個人情報を漏洩しないよう取扱いには十分注意すること。

(8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する



条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

### 13 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環車規第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

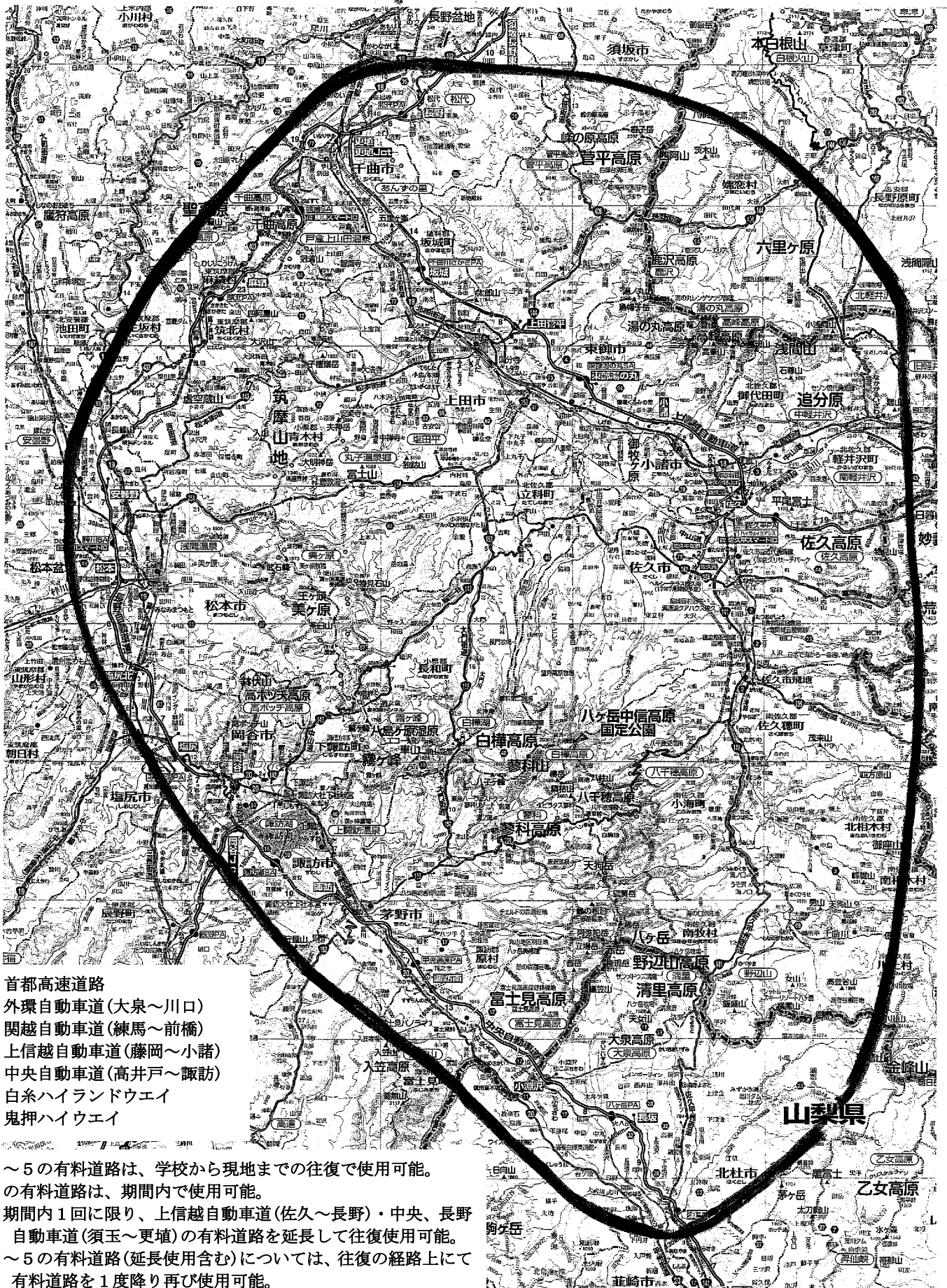
### 14 その他

- (1) 実施日直前及び期間内のキャンセルの取扱いは、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (2) 各学校の移動教室終了後一週間以内に、発注者へ実績報告書を提出すること。
- (3) 災害等の緊急事態が発生した際は、教育委員会、学校、宿泊施設及び体験学習施設等と連携の上、直ちに対応すること。参加者の安全確保のために待機場所や交通手段の手配をすること。迅速な対応ができるような体制を組んでおくこと。
- (4) 上記のような事態における連絡体制について、事前に各中学校と打ち合わせること。その結果について、各連絡先を明確にしたものを移動教室実施1週間までに教育委員会に書面で提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は作業の実施に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

### 15 問合せ先

港区教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係  
電話 (3578)2778 ファクシミリ (3578)2759





- 1 首都高速道路
- 2 外環自動車道(大泉～川口)
- 3 関越自動車道(練馬～前橋)
- 4 上信越自動車道(藤岡～小諸)
- 5 中央自動車道(高井戸～諏訪)
- 6 白糸ハイランドウエイ
- 7 鬼押ハイウェイ

※ 1～5の有料道路は、学校から現地までの往復で使用可能。  
 ※ 6の有料道路は、期間内で使用可能。  
 ※ 期間内1回に限り、上信越自動車道(佐久～長野)・中央、長野自動車道(須玉～更埴)の有料道路を延長して往復使用可能。  
 ※ 3～5の有料道路(延長使用含む)については、往復の経路上にて有料道路を1度降り再び使用可能。

## 内 訳 書 (案)

品名又は業務名	規格・仕様	単位	予定数量	備考
宿泊施設の手配 (生徒)	別紙仕様書のとおり (1泊あたり)	人	1,618	* 1
食事の手配 (生徒)	別紙仕様書のとおり (1泊3食あたり)	人	1,618	* 1
宿泊施設の手配 (引率教員等)	別紙仕様書のとおり (1泊あたり)	人	254	* 2
食事の手配 (引率教員等)	別紙仕様書のとおり (1泊2食あたり)	人	254	* 2
実施用バス手配	別紙仕様書のとおり	台	29	
実施用バス手配(リフト 付き)	別紙仕様書のとおり	台	1	
添乗業務	別紙仕様書のとおり	校	10	
実地踏査運営業務	別紙仕様書のとおり	式	1	
体験学習等の手配 (生徒)	別紙仕様書のとおり (1人あたりの上限)	人	809	* 3
体験学習等の手配 (引率教員等)	別紙仕様書のとおり	人	127	* 3
令和6年度実施に向け た準備事務	別紙仕様書のとおり	式	1	

\* 1 生徒809人×2泊で、延べ1,618人

\* 2 教員127人×2泊で、延べ254人

\* 3 体験学習に参加した実人員分のみ支払う。また、生徒は一人当たり6,000円、引率教員は人数×5,000円を上限に実費を支払い、看護師及び介助員は全額支払う。

# の献立と食材の産地

5月9日 ( )

中学校

宿泊施設名

献立

●	●
●	●
●	●
●	●

青果

品目	産地	品目	産地

魚介

品目	産地	品目	産地

肉・卵

品目	産地	品目	産地

米

品目	産地
米	

## 個人情報等取扱いに関する特記事項

## (適正な管理)

第 1 条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (秘密保持の義務)

第 2 条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第 3 条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

## (再委託)

第 4 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第 5 条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

## (第三者への提供の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

## (委託された事務以外への使用の禁止)

第 7 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

## (加工、再生等の禁止)

第 8 条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第 9 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

## (返還及び廃棄の義務)

第 10 条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第 11 条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

## (事故発生時等における報告及び対応の義務)

第 12 条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第 13 条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の付属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第 16 条から第 21 条の条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取扱う従業員並びにその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 13 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。